

報告第18号

寄附の受入れについて

下記のとおり寄附の申出があり、これを受け入れたので報告する。

記

- 1 寄附者住所氏名 茨城県那珂郡東海村舟石川駅西二丁目11番7号  
エーテック株式会社  
代表取締役社長 久家 伸司
- 2 寄 附 金 額 金100,000円
- 3 寄 附 目 的 子供たちのため
- 4 寄 附 年 月 日 令和7年10月17日

令和7年12月1日 提出

東海村長 山 田



報告第19号

寄附の受入れについて

下記のとおり寄附の申出があり、これを受け入れたので報告する。

記

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 寄附者住所氏名 | 茨城県水戸市南町三丁目4番14号<br>明治安田生命保険相互会社水戸支社<br>支社長 中平 泰弘 |
| 2 寄附金額    | 金303,000円   |
| 3 寄附目的    | 健康増進・地域活性化のため                                     |
| 4 寄附年月日   | 令和7年10月27日  |

令和7年12月1日 提出

東海村長 山田



議案第104号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理  
に関する条例の制定について

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年12月1日 提出

東海村長 山田



提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）の施行に伴う所要の改正を行うための関係条例の一部を改正する条例の制定

## 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理 に関する条例

(東海村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 東海村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年東海村条例第25号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(東海村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 東海村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年東海村条例第26号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(東海村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 東海村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年東海村条例第27号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「この号及び次号において」を削る。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」に改める。

(東海村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 東海村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年東海村条例第32号)の一部を次のように改正する。

第13条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東海村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

現 行	改正案
<p>第1条～第11条 (略) (虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用者的心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>第1条～第11条 (略) (虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法<u>第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者的心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>
第12条の2～第21条 (略)	第12条の2～第21条 (略)

東海村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第2条関係）

現 行	改正案
第1条～第11条 (略) (虐待等の禁止)	第1条～第11条 (略) (虐待等の禁止)
第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
第13条～第49条 (略)	第13条～第49条 (略)

東海村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第3条関係）

現 行	改正案
第1条～第14条 (略) (特定教育・保育の取扱方針)	第1条～第14条 (略) (特定教育・保育の取扱方針)
第15条 (略) (1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下 <u>この号及び次号において「認定こども園法」という。</u> 。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。） (2)～(4) (略)	第1条～第14条 (略) (特定教育・保育の取扱方針) 第15条 (略) (1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。） (2)～(4) (略)
2 (略)	2 (略)
第16条～第24条 (略) (虐待等の禁止)	第16条～第24条 (略) (虐待等の禁止)
第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもに心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
第26条～第53条 (略)	第26条～第53条 (略)

東海村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第4条関係）

現 行	改正案
<p>第1条～第12条 (略)</p> <p>(虐待等の<u>防止</u>)</p> <p>第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>第1条～第12条 (略)</p> <p>(虐待等の<u>禁止</u>)</p> <p>第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>
第14条～第27条 (略)	第14条～第27条 (略)

議案第105号

東海村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

東海村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年12月1日 提出

東海村長 山田



提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の一部改正に伴い、当該法律に準じた取扱いとしている職員等の旅費について、法改正に応じた見直しを行うための条例の一部改正

## 東海村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

東海村職員等の旅費に関する条例（昭和54年東海村条例第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「第12条」を「第7条」に、

「第2章 内国旅行の旅費（第13条—第23条）

第3章 外国旅行の旅費（第24条—第32条） を

第4章 雜則（第33条—第35条） 」

「第2章 旅費の種目及び内容（第8条—第20条）

第1節 通則（第8条）

第2節 交通費（第9条—第12条）

第3節 宿泊費等（第13条—第15条） に改める。

第4節 転居費等（第16条—第18条）

第5節 その他の種目（第19条・第20条）

第3章 雜則（第21条—第27条） 」

第2条第1項第3号中「。以下「支給規程」という。」を削り、「第1条」を「第2条」に、「以下同じ」を「次号及び次条第2項において同じ」に改め、同項第4号中「以下」の次に「この号及び次条第2項において」を加え、同項第5号中「在勤庁」の次に「(任命権者又は旅行命令権者が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)」を加え、同項第8号を同項第9号とし、同項第7号中「扶養親族」を「家族」に、「職員の配偶者」を「内国旅行にあっては職員の配偶者」に、「以下」を「次号において」に、「主として職員の収入によって生計を維持している」を「職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあっては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にする」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員

又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

第2条第1項に次の1号を加える。

(10) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他村規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であって、村と旅行役務提供契約（旅行業者等が村に対して旅行に係る役務その他村規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、村が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

第2条第2項及び第3項を削る。

第3条第2項第1号中「離職」を「退職、免職（罷免を含む。）、失職」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

第3条第3項中「第3号」を「第4号」に改め、同条第5項中「その出発前に」を削り、「を取り消され」を「の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け」に、「において」を「その他村規則で定める場合には」に、「があるときは」を「のうち」に改め、「村規則の定めるところにより」を削り、「なった金額を」を「なる金額又は支出を要する金額で村規則で定めるものを」に改め、同条第6項中「交通機関の事故又は」を削り、同条に次の1項を加える。

7 第1項、第2項及び第5項に規定する場合において、村が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第3項中「を変更（取消しを含む。以下同じ。）する」を「の変更をする」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第4項中「これを変更する」を「その変更をする」に、「当該旅行に関する」を「村規則に定める」に、「記載し、これを当該旅行者に提示し」を「記

載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知し」に改め、同項ただし書中「旅行に関する」を削り、「記載し、これを提示」を「記載又は記録を」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第5項中「旅行命令権者は」を「前項ただし書の規定により」に、「これを変更した」を「その変更をした」に、「当該旅行に関する」を「同項に定める」に、「記載し、これを当該旅行者に提示」を「記載又は記録を」に改め、同条第6項を削る。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に改める。

第6条及び第7条を次のように改める。

#### (旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、第8条で定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

#### (旅費の請求手続)

第7条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に資料を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出命令者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうち、その資料を提出しなかつたためその旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかつた部分の支給又は支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後

所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

- 3 支出命令者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 支出命令者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかつた場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかつた場合には、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。
- 5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて村規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。
- 6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。
- 7 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給との種類その他の必要な事項は、村規則で定める。

第8条から第12条までを削り、第2章を次のように改める。

## 第2章 旅費の種目及び内容

### 第1節 通則

#### (旅費の種目及び内容)

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雜費及び死亡手当とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

### 第2節 交通費

#### (鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（船賃）

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前各号に掲げる費用に付隨する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運

賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶により移動する場合には最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他村規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- （1） 運賃
- （2） 座席指定料金
- （3） 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

- （1） 外国旅行の場合であって、運賃の等級が3以上に区分された航空機により長時間にわたる移動として村規則で定めるものをするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額
- （2） 外国旅行の場合であって、著しく長時間にわたる移動として村規則で定めるものをするとき 最下級の直近上位の級の運賃の額

（その他の交通費）

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、移動に要する費用の算定ができない場合には、村規則により計算した金額を支給する。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

### 第3節 宿泊費等

#### (宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して、村規則に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として村規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

#### (包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る前節の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

#### (宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して、村規則で定める1夜当たりの定額とする。

### 第4節 転居費等

#### (転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して村規則で定める方法により算定される額とする。

- 2 前項の算定に当たっては、この条例の規定により、他の種目として支給を受ける費用その他村費による支給が適当でない費用として、村規則で定めるものを除くものとする。
- 3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

#### （着後滞在費）

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

#### （家族移転費）

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

（1） 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

（2） 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

- 2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

#### 第5節 その他の種目

##### （渡航雑費）

第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして村規則で定める費用の額とする。

(死亡手当)

第20条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第3条第2項第5号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して村規則で定める定額とする。

第3章を削る。

第35条中「の実施に関し」を「に定めるもののほか、旅費の支給の手続その他この条例の実施のため」に改め、同条を第27条とする。

第34条第1項中「第47条」の次に「第1項若しくは第2項」を加え、「第15条若しくは」を「第15条第3項若しくは」に改め、同条第2項中「宿泊料及び食卓料」を「宿泊費及び包括宿泊費」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 任命権者は、職員について船員法第47条第2項の規定に該当する事由があった場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。

第34条を第25条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第26条 支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、村規則で定める。

第33条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該」を「村以外の者から旅費の支給を受ける場合その他」に、「又は当該」を「又は」に改め、同条第2項中「村長と」を「村長に」に改め、第4章中同条を第24条とし、同条の前に次の3条を加える。

(退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行又は帰住について、出張又は赴任の例に準じて村規則で定めるものとする。

- 2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。
- 3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第22条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて村規則で定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第14条、第16条、第17条、第18条各号及び第19条並びに第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第4章を第3章とする。

附則第3項を削る。

別表を削る。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 この条例による改正後の東海村職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(東海村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 東海村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年東海村条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会委員の項中「副村長」を「村長等」に改め、同表民生委員推薦委員の項中「副村長」を「〃」に改め、同表社会教育委員の項中「副村長」を「村長等」に改め、同表図書館協議会委員の項中「目額」及び「副村長」を「〃」に改め、同表男女共同参画推進委員会委員の項中「副村長」を「村長等」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表において、「村長等」とは、東海村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和32年東海村条例第67号）第1条に規定する村長等をいう。

(東海村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

4 東海村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和32年東海村条例第67号）の一部を次のように改正する。

第3条中「別表第1」を「別表」に改める。

第6条から第11条までを次のように改める。

#### (旅費の種目)

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿

泊費，包括宿泊費，宿泊手当，転居費，着後滞在費，家族移転料，渡航雑費及び死亡手当とする。

(鉄道賃)

第7条 鉄道賃は，鉄道（東海村職員等の旅費に関する条例（昭和54年東海村条例第6号。以下「旅費条例」という。）第9条第1項に規定するものをいう。次項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし，その額は，次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は，第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって，公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は，運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級の運賃の額とする。

(船賃)

第8条 船賃は，船舶（旅費条例第10条第1項に規定するものをいう。次項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし，その額は，次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は，第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって，公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は，運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級の運賃の額とする。

(航空賃)

第9条 航空賃は、航空機（旅費条例第11条第1項に規定するものをいう。次項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

- (1) 外国旅行の場合であつて、長時間にわたる移動として村規則で定めるものをするとき 最上級の運賃の額
  - (2) 外国旅行の場合であつて、運賃の等級が3以上に区分された航空機により移動するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額
- (その他の交通費等)

第10条 その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転料、渡航雑費及び死亡手当については、旅費条例第12条から第20条までの規定を準用する。

(旅費の支給方法等)

第11条 この条例に定めるもののほか、旅費の支給手続、調整その他支給方法については、一般職の職員の例による。

第12条及び第13条を削る。

附則中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とし、第5項を第3項とする。

別表第2から別表第5までを削り、別表第1を別表とする。

(東海村証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

5 東海村証人等の実費弁償に関する条例（平成3年東海村条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第4条第2項中「(日当を除く。)」を削る。

東海村職員等の旅費に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第12条）</p> <p><u>第2章 内国旅行の旅費（第13条—第23条）</u></p> <p><u>第3章 外国旅行の旅費（第24条—第32条）</u></p> <p><u>第4章 雜則（第33条—第35条）</u></p> <p>附則</p> <p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 (略) (用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「支給規程」という。）<u>第1条</u>に規定する附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。</p> <p>(4) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第7条）</p> <p><u>第2章 旅費の種目及び内容（第8条—第20条）</u></p> <p><u>第1節 通則（第8条）</u></p> <p><u>第2節 交通費（第9条—第12条）</u></p> <p><u>第3節 宿泊費等（第13条—第15条）</u></p> <p><u>第4節 転居費等（第16条—第18条）</u></p> <p><u>第5節 その他の種目（第19条・第20条）</u></p> <p><u>第3章 雜則（第21条—第27条）</u></p> <p>附則</p> <p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 (略) (用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）<u>第2条</u>に規定する附属の島の存する領域をいう。次号及び次条第2項において同じ。）における旅行をいう。</p> <p>(4) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下この号及び次条第2項において同じ。）との間における旅行及び外国にお</p>

(5) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁を離れて旅行することをいう。

(6) (略)

(7) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。），子，父母，孫，祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

(8) (略)

2 この条例において「何級の職務」という場合には、東海村職員の給与に関する条例（昭和32年東海村条例第63号）第5条第1項第1号に規定する行政職給料表による当該級の職務及び行政職給料表の適用を受けない者については、村長が定めるこれに相当する職務をいうものとする。

3 この条例において「何々地」という場合には、本邦にあっては市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）をいい、外国にあってはこれに準ずる地域をいうものとする。

（旅費の支給）

ける旅行をいう。

(5) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（任命権者又は旅行命令権者が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。

(6) (略)

(7) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

(8) 家族 内国旅行にあっては職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。），子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあっては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。

(9) (略)

(10) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他村規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であって、村と旅行役務提供契約（旅行業者等が村に対して旅行に係る役務その他村規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、村が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

（旅費の支給）

第3条 (略)

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に離職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

3 職員が前項第1号又は第3号の規定に該当する場合において地方公務員法第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となった場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。

4 (略)

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者がその出発前に次条第3項の規定により旅行命令を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、村規則の定めるところによりその者の損失となった金額を旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他村規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で村規則で定める金額を旅費として支給することができる。

第3条 (略)

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) (略)

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

(4) (略)

(5) (略)

3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において地方公務員法第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となった場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。

4 (略)

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が次条第3項の規定により旅行命令の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他村規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうち、その者の損失となる金額又は支出を要する金額で村規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他村規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で村規則で定める金額を旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項及び第5項に規定する場合において、村が旅行役務提供契約に

(旅行命令)

第4条 (略)

2 (略)

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令を変更（取消しを含む。以下同じ。）する必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。ただし、旅行命令簿に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示する時間的余裕がない場合には、口頭により旅行命令を発し、又はこれを変更することができる。

5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令を発し、又はこれを変更した場合にはできるだけ速やかに旅行命令簿に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

6 旅行命令簿の記載事項及び様式は、村規則で定める。

(旅行命令に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令（前条第3項の規定により変更された旅行命令を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

2・3 (略)

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空費、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当とする。

基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令)

第4条 (略)

2 (略)

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令の変更をする必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿に村規則に定める事項を記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知しなければならない。ただし、旅行命令簿に当該事項を記載又は記録をする時間的余裕がない場合には、口頭により旅行命令を発し、又はその変更をすることができる。

5 前項ただし書の規定により、口頭により旅行命令を発し、又はその変更をした場合にはできるだけ速やかに旅行命令簿に同項に定める事項を記載又は記録をしなければならない。

(旅行命令に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

2・3 (略)

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。
- 6 日当は、旅行中の日数に応じ、1日当たりの定額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、1夜当たりの定額により支給する。
- 8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ、1夜当たりの定額により支給する。
- 9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。
- 10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。
- 11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。
- 12 旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。
- 13 死亡手当は、第3条第2項第4号の規定に該当する場合について定額等により支給する。
- 14 内国旅行のうち第20条第1項に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給する。
- 15 外国旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、旅行手当を旅費として支給することができる。

#### (旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

#### (旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、第8条で定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

#### (旅費の請求手続)

第7条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に資料を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出命令者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうち、その資料を提出しなかったためその旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出命令者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 支出命令者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。
- 5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって村規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。
- 6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

7 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、村規則で定める。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあっては400キロメートル、水路旅行にあっては200キロメートル、陸路旅行にあっては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

第9条 旅行者が同一地域（第2条第3項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から該当地域を出発する日の前日までの滞在日数が30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数が60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

第9条の2 在勤地又は出張地以外の地に居住し、又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合には、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費を支給する。ただし、その旅費額は在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額を超えることができない。

第10条 1日の旅行において、日当又は宿泊料（扶養親族移転料のうち、これらの旅費に相当する部分を含む。以下この条において同じ。）において定額を異なる事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

第11条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職

務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうち、これらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

（旅費の請求手続）

第12条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えてこれを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出命令者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうち、その書類を提出しなかったためその旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 支出命令者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

4 支出命令者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出命令者等がその後においてその者に対し、支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

5 第1項に規定する必要な添付書類の種類、様式及び記載事項は、村規則で定める。

第2章 内国旅行の旅費

第2章 旅費の種目及び内容

第1節 通則

（旅費の種目及び内容）

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雜費及び死亡手当とし、

### (鉄道賃)

第13条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、2等の運賃
- (2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
- (3) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前2号に規定する運賃のほか、次に規定する急行料金
  - ア 第1号の規定に該当する線路による旅行の場合には、同号の規定による運賃の等級と同一等級の急行料金
  - イ 前号の規定に該当する線路による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金
- (4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃及び第3号に規定する急行料金のほか、座席指定料金

2 前項第3号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り支給する。

- (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの
- (2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第4号に規定する座席指定料金は、座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。

### (船賃)

第14条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以

これらの内容については、この章の定めるところによる。

### 第2節 交通費

#### (鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

### (船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項

下この条において「運賃」という。），寝台料金及び座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、2等の運賃
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- (4) 公務上の必要により、別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
- (5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

#### (航空賃)

第15条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他の村規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶により移動する場合には最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

#### (航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものの他の村規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

- (1) 外国旅行の場合であって、運賃の等級が3以上に区分された航空機により長時間にわたる移動として村規則で定めるものをするとき 最上級の直

### 近下位の級の運賃の額

- (2) 外国旅行の場合であって、著しく長時間にわたる移動として村規則で定めるものをするとき 最下級の直近上位の級の運賃の額  
(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のために必要とするものに限る。）の額の合計額とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、移動に要する費用の算定ができない場合には、村規則により計算した金額を支給する。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

### (車賃)

第16条 車賃の額は、別表第1の定額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

- 2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第11条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。
- 3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、

これを切り捨てる。

(日当)

第17条 日当の額は、別表第1の定額による。

2 別表第2に掲げる指定地域への旅行の場合における日当は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、支給しない。

(宿泊料)

第18条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じて別表第1の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸し、又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

(食卓料)

第19条 食卓料の額は、別表第1の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

### 第3節 宿泊費等

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して、村規則に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として村規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る前節の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して、村規則で定める1夜当たりの定額とする。

### 第4節 転居費等

### (移転料)

第19条の2 移転料の額は、次に規定する額による。

- (1) 赴任した際、扶養親族を移転する場合には、現住地から本村までの路程に応じた別表第3の定額による額
  - (2) 赴任の際、扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額
  - (3) 赴任の際、扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に移転する場合には、前号に規定する額に相当する額
- 2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際ににおける移転料の定額を基礎として計算する。
- 3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

### (着後手当)

第19条の3 着後手当の額は、別表第1の日当及び県内宿泊料の定額に別表第4の住居区分に応じた日数及び夜数を各々乗じて得た額による。

### (扶養親族移転料)

第19条の4 扶養親族移転料の額は、次に規定する額による。

- (1) 赴任の際、扶養親族を現住地から本村まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額
  - ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額
  - イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額
  - ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿

### (転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して村規則で定める方法により算定される額とする。

- 2 前項の算定に当たっては、この条例の規定により、他の種目として支給を受ける費用その他村費による支給が適当でない費用として、村規則で定めるものを除くものとする。
- 3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

### (着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

### (家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を2人以上随伴するときは、1人を超える者ごとにその移転の際ににおける職員相当の鉄道賃の2分の1に相当する金額を加算する。

- (2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第19条の2第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から本村までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額を超えることができない。
- (3) 第1号アからウまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を、その分娩の後、移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

#### (日額旅費)

第20条 第6条第1項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行のうち、当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適當と認められる場合に支給する。

2 日額旅費の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、村規則で定める。ただし、その額は当該日額旅費の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額について、この条例で定める基準を超えることができない。

3 職員等が公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、村内に宿泊す

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

#### 第5節 その他の種目

##### (渡航雑費)

第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして村規則で定める費用の額とする。

る場合には別表第1の宿泊料定額を超えない範囲の宿泊料金の実費額を支給する。

(在勤地以外の同一地域内の旅行の旅費)

第21条 在勤地以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃及び車賃は支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

- (1) 鉄道100キロメートル、水路50キロメートル又は陸路25キロメートル以上の旅行の場合には、第13条、第14条又は第16条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃
- (2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃

2 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなし、前項第1号の規定を適用する。

(退職者等の旅費)

第22条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。

- (1) 職員が出張中に退職者となった場合には、次に規定する旅費
- ア 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費
- イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発した当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

(遺族の旅費)

第23条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。

- (1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費  
(2) 職員が赴任中に死亡した場合は、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

2 遺族が前項の旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第8号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

第3章 外国旅行の旅費

(本邦通過の場合の旅費)

第24条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当及び食卓料又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料については、この章に規定するところによる。

(鉄道賃)

第25条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び寝台料金による。

- (1) 運賃の等級は、3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の直近下位の級の運賃

(死亡手当)

第20条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第3条第2項第5号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して村規則で定める定額とする。

- (2) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、下級の運賃
  - (3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
  - (4) 公務上の必要により、別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、現に支払った急行料金又は寝台料金
- (船賃)

第26条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金による。

- (1) 運賃の等級を2以上階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
    - ア 最上級の運賃を3以上階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の直近下位の級の運賃
    - イ 最上級の運賃を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃
  - (2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
  - (3) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、現に支払った寝台料金
- (航空賃及び車賃)

第27条 航空賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。

- (1) 運賃の等級を2以上階級に区分する航空路による旅行の場合には、最上級の直近下位の級の運賃
- (2) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

2 車賃の額は、実費額による。  
(日当、宿泊料及び食卓料)

第28条 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第5の定額による。

2 第25条第4号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた別表第5の定額の10分の7に相当する額による。

3 食卓料の額は、別表第5の定額による。

4 第17条第2項、第18条第2項及び第19条第2項の規定は、外国旅行の場合の日当、宿泊料及び食卓料について準用する。

(旅行雑費)

第29条 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額による。

(死亡手当)

第30条 死亡手当の額は、第3条第2項第4号の規定に該当する場合には、別表第5の定額による。

2 職員が第3条第2項第4号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において、同号の規定により支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該職員の本邦における在勤庁所在地を旧在勤地とみなして第23条第1項の規定に準じて計算した旅費の額による。

3 第23条第2項の額の規定は、第3条第2項第4号に該当する場合において第1項又は前項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。

(退職者等の旅費)

第31条 第3条第2項第3号の規定に該当する場合に支給する旅費は、次に規定する旅費とする。

(1) 退職等の日の翌日から退職等を知った日までの出張地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料

(2) 退職等を知った日の翌日から3月以内に出張地を出発し、当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、次に規定する旅費

ア 退職等を知った日の翌日からその出発の前日までの出張地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料。ただし、日当につい

ては30日分、宿泊料については30夜分を超えることができない。

イ 出張の例に準じて計算した出張地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

2 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号アに規定する期間を延長することができる。

(旅行手当)

第32条 第6条第15項の規定により支給する旅行手当の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、その都度任命権者が村長と協議して定める。ただし、その額は当該旅行手当の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準を超えることができない。

#### 第4章 雜則

#### 第3章 雜則

(退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行又は帰住について、出張又は赴任の例に準じて村規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第22条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて村規則で定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第

(旅費の調整)

第33条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不當に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合において、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、村長と協議して必要とする旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第34条 任命権者は、職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項若しくは第64条又は船員法(昭和22年法律第100号)第47条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)、家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第14条、第16条、第17条、第18条各号及び第19条並びに第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第24条 任命権者は、旅行者が村以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不當に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合において、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、村長と協議して必要とする旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第25条 任命権者は、職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項若しくは第64条又は船員法(昭和22年法律第100号)第47条第1項若しくは第2項の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

2 任命権者は、職員について船員法第47条第2項の規定に該当する事由があつ

2 特別職の職員に随行を命じられた職員には、当該特別職と同額の交通費、宿泊料及び食卓料を支給する。

た場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。

3 特別職の職員に随行を命じられた職員には、当該特別職と同額の交通費、宿泊費及び包括宿泊費を支給する。

#### (旅費の返納)

第26条 支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、村規則で定める。

#### (実施規定)

第35条 この条例の実施に関し必要な事項は、村規則で定める。

#### 附 則

1・2 (略)

3 公用車を利用した場合には、第13条、第14条及び第16条の規定にかかわらず、鉄道賃、船賃及び車賃は支給しない。

別表第1 (第16条—第19条、第19条の3、第20条関係)

#### 内国旅行の旅費

##### 車賃、日当、宿泊料及び食卓料

区分	車賃		日当（1日につき）	宿泊料		食卓料（1夜につき）
	1kmにつき	東京都の特別区域1日につき		県外	県内	

第27条 この条例に定めるもののほか、旅費の支給の手続その他この条例の実施のため必要な事項は、村規則で定める。

#### 附 則

1・2 (略)

7級以下 の職務に ある者	円 3 0	円 1, 0 0 0	円 2, 0 0 0	円 1 3, 0 0 0	円 1 1, 0 0 0	円 1, 0 0 0
---------------------	----------	---------------	---------------	--------------------	--------------------	------------------

別表第2（第17条関係）

## 指定地域

市町村名	水戸市, 日立市, 常陸太田市, ひたちなか市, 常陸大宮市, 那珂市, 茨城町, 大洗町, 城里町
------	---

別表第3（第19条の2関係）

区分	鉄道 5 0 km 未満	鉄道 5 0 km 以上	鉄道 1 0 0	鉄道 3 0 0	鉄道 5 0 0	鉄道 1 , 0	鉄道 1 , 5	鉄道 2 , 0
7級及 び6級 の職務 にある 者	円 1 0 7, 0 0 0	円 1 2 3, 0 0 0	円 1 5 2, 0 0 0	円 1 8 7, 0 0 0	円 2 4 8, 0 0 0	円 2 6 1, 0 0 0	円 2 7 9, 0 0 0	円 3 2 4, 0 0 0
5級以 下の職 務にあ る者	円 9 3, 0 0 0	円 1 0 7, 0 0 0	円 1 3 2, 0 0 0	円 1 6 3, 0 0 0	円 2 1 6, 0 0 0	円 2 2 7, 0 0 0	円 2 4 3, 0 0 0	円 2 8 2, 0 0 0

別表第4（第19条の3関係）

住居区分	日当	宿泊料
自宅	2日	2夜

<u>公舎</u>		<u>2日</u>	<u>2夜</u>
<u>民間借家等</u>	<u>鉄道 25km未満</u>	<u>3日</u>	<u>3夜</u>
	<u>鉄道 25km以上 50km未満</u>	<u>4日</u>	<u>4夜</u>
	<u>鉄道 50km以上</u>	<u>5日</u>	<u>5夜</u>

別表第5（第28条、第30条関係）

外国旅行の旅費

1 日当、宿泊料及び食卓料

区分	日当（1夜につき）			宿泊料（1夜につき）			食卓料（1 夜につき）
	指定都市	甲地方	乙地方	指定都市	甲地方	乙地方	
7級以下 の職務に ある者	円 <u>7,200</u>	円 <u>6,200</u>	円 <u>5,000</u>	円 <u>22,500</u>	円 <u>18,000</u>	円 <u>15,800</u>	円 <u>6,700</u>
	0	0	0	0	800	100	

備考

1 指定都市とは、支給規程第17条に規定する都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び大洋州地域として支給規程第18条に規定する地域のうち指定都市の地域以外の地域をいい、乙地方とは、指定都市及び甲地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。

2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、乙地方につき定める定額とする。

2 死亡手当

区分	死亡手当
7級以下の職務にある者	円 <u>460,000</u>

東海村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表（附則第3項関係）

現 行	改正案																																																																																								
第1条～第4条 (略) 別表（第1条、第3条関係）	第1条～第4条 (略) 別表（第1条、第3条関係）																																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th><th>区分</th><th>金額</th><th>旅費(相当する職)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会委員</td><td>月額</td><td>35,000円</td><td><u>副村長</u></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>民生委員推薦委員</td><td>日額</td><td>7,000円</td><td><u>副村長</u></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>社会教育委員</td><td>日額</td><td>7,000円</td><td><u>副村長</u></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>図書館協議会委員</td><td>日額</td><td>7,000円</td><td><u>副村長</u></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>男女共同参画推進委員会委員</td><td>〃</td><td>7,000円</td><td><u>副村長</u></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	職名	区分	金額	旅費(相当する職)	教育委員会委員	月額	35,000円	<u>副村長</u>	(略)				民生委員推薦委員	日額	7,000円	<u>副村長</u>	(略)				社会教育委員	日額	7,000円	<u>副村長</u>	(略)				図書館協議会委員	日額	7,000円	<u>副村長</u>	(略)				男女共同参画推進委員会委員	〃	7,000円	<u>副村長</u>	(略)				<table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th><th>区分</th><th>金額</th><th>旅費(相当する職)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会委員</td><td>月額</td><td>35,000円</td><td><u>村長等</u></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>民生委員推薦委員</td><td>日額</td><td>7,000円</td><td>〃</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>社会教育委員</td><td>日額</td><td>7,000円</td><td><u>村長等</u></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>図書館協議会委員</td><td>〃</td><td>7,000円</td><td>〃</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>男女共同参画推進委員会委員</td><td>〃</td><td>7,000円</td><td><u>村長等</u></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	職名	区分	金額	旅費(相当する職)	教育委員会委員	月額	35,000円	<u>村長等</u>	(略)				民生委員推薦委員	日額	7,000円	〃	(略)				社会教育委員	日額	7,000円	<u>村長等</u>	(略)				図書館協議会委員	〃	7,000円	〃	(略)				男女共同参画推進委員会委員	〃	7,000円	<u>村長等</u>	(略)			
職名	区分	金額	旅費(相当する職)																																																																																						
教育委員会委員	月額	35,000円	<u>副村長</u>																																																																																						
(略)																																																																																									
民生委員推薦委員	日額	7,000円	<u>副村長</u>																																																																																						
(略)																																																																																									
社会教育委員	日額	7,000円	<u>副村長</u>																																																																																						
(略)																																																																																									
図書館協議会委員	日額	7,000円	<u>副村長</u>																																																																																						
(略)																																																																																									
男女共同参画推進委員会委員	〃	7,000円	<u>副村長</u>																																																																																						
(略)																																																																																									
職名	区分	金額	旅費(相当する職)																																																																																						
教育委員会委員	月額	35,000円	<u>村長等</u>																																																																																						
(略)																																																																																									
民生委員推薦委員	日額	7,000円	〃																																																																																						
(略)																																																																																									
社会教育委員	日額	7,000円	<u>村長等</u>																																																																																						
(略)																																																																																									
図書館協議会委員	〃	7,000円	〃																																																																																						
(略)																																																																																									
男女共同参画推進委員会委員	〃	7,000円	<u>村長等</u>																																																																																						
(略)																																																																																									

備考 この表において、「村長等」とは、東海村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和32年東海村条例第67号）第1条に規定する村長等をいう。

東海村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表（附則第4項関係）

現 行	改正案
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(給料)</p> <p>第3条 給料月額は、別表第1に掲げる額とする。</p> <p>第4条・第5条 (略)</p> <p><u>(旅費の種類)</u></p> <p>第6条 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、旅行雑費、食卓料、死亡手当、移転料及び着後手当とする。</p> <p><u>(鉄道賃)</u></p> <p>第7条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金による。</p> <p>(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、上級の運賃</p> <p>(2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃</p> <p>(3) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前2号に規定する運賃のほか、その乗車による急行料金</p> <p>(4) 特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行の場合で、任命権者が公務上の必要があると認めたときは、第1号又は第2号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金</p> <p>(5) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃及び第3号に規定する急行料金のほか、座席指定料金</p> <p>2 前項第3号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り</p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(給料)</p> <p>第3条 給料月額は、別表に掲げる額とする。</p> <p>第4条・第5条 (略)</p> <p><u>(旅費の種目)</u></p> <p>第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転料、渡航雑費及び死亡手当とする。</p> <p><u>(鉄道賃)</u></p> <p>第7条 鉄道賃は、鉄道（東海村職員等の旅費に関する条例（昭和54年東海村条例第6号。以下「旅費条例」という。）第9条第1項に規定するものをいう。次項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</p> <p>(1) 運賃</p> <p>(2) 急行料金</p> <p>(3) 寝台料金</p> <p>(4) 座席指定料金</p> <p>(5) 特別車両料金</p> <p>(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用</p> <p>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移</p>

支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道 100 キロメートル以上のもの

(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道 50 キロメートル以上のもの

(船賃)

第8条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金による。

(1) 運賃の等級を 3 以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の直近下位の級の運賃

(2) 運賃の等級を 2 階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前 3 号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(5) 第 3 号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

(6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

2 前項第 1 号又は第 2 号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に 2 以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃等)

第9条 航空賃、旅行雑費、在勤地以外の同一地域内の旅行の旅費、退職者等の旅費及び遺族の旅費の額は、東海村職員等の旅費に関する条例（昭和 54 年東海村

動するときは最上級の運賃の額とする。

(船賃)

第8条 船賃は、船舶（旅費条例第 10 条第 1 項に規定するものをいう。次項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 5 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級の運賃の額とする。

(航空賃)

第9条 航空賃は、航空機（旅費条例第 11 条第 1 項に規定するものをいう。次項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用

条例第6号)の規定を準用して算出された額とする。

(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

(1) 外国旅行の場合であって、長時間にわたる移動として村規則で定めるものをするとき 最上級の運賃の額

(2) 外国旅行の場合であって、運賃の等級が3以上に区分された航空機により移動するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

(その他の交通費等)

第10条 その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転料、渡航雑費及び死亡手当については、旅費条例第12条から第20条までの規定を準用する。

(旅費の支給方法等)

第11条 この条例に定めるもののほか、旅費の支給手続、調整その他支給方法については、一般職の職員の例による。

(車賃等)

第10条 車賃、日当、宿泊料、食卓料及び死亡手当の額は、別表第2及び別表第3の定額による。

(移転料)

第11条 移転料の額は、次に定めるとおりとする。

(1) 赴任の際に扶養親族を移転する場合には、現住地から本村までの路程に応じた別表第4の定額による額

(2) 赴任の際に扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際に扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際ににおける移転料の定額を基礎として計算する。

3 村長は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第12条 着後手当の額は、別表第2の日当及び県内宿泊料の定額に別表第5の住居区分に応じた日数及び夜数を各々乗じて得た額による。

(旅費の支給条件等)

第13条 村長等の旅費の支給条件（鉄道賃以外の旅費に限る。）、支給制限、支給期日及び支給方法については、一般職の職員の例による。

#### 附 則

1 (略)

(経過規定)

2 公用車を利用した場合には、当分の間第7条、第8条及び第9条の規定にかかわらず鉄道賃、車賃は支給しない。

3 特別車両料金については当分の間、県内旅行については第7条第1項第4号の規定にかかわらず支給しない。

4 (略)

5 (略)

別表第1 (略)

別表第2 (第10条関係)

#### 内国旅行の旅費

区分	車賃		日当（1日 につき）	宿泊料		食卓料（1 夜につき）
	1kmにつき	東京都の特 別区域1日 につき		県外	県内	
村長	円 30	円 1,000	円 2,600	円 15,00	円 12,00	円 1,200

#### 附 則

1 (略)

(経過規定)

2 (略)

3 (略)

別表 (略)

				<u>0</u>	<u>0</u>	
副村長	3 0	1, 0 0 0	2, 2 0 0	1 4, 5 0	1 1, 5 0	1, 2 0 0
教育長				<u>0</u>	<u>0</u>	

別表第3 (第10条関係)

外国旅行の旅費

1 日当、宿泊料及び食卓料

区分	日当 (1日につき)			宿泊料 (1夜につき)			食卓料 (1夜につき)
	指定都市	甲地方	乙地方	指定都市	甲地方	乙地方	
村長	円 8, 3 0 0	円 7, 0	円 5, 6	円 2 5, 7	円 2 1,	円 1 7,	円 7, 7 0
	<u>0 0</u>	<u>0 0</u>	<u>0 0</u>	<u>0 0</u>	<u>5 0 0</u>	<u>2 0 0</u>	<u>0</u>
副村長	7, 2 0 0	6, 2	5, 0	2 2, 5	1 8,	1 5,	6, 7 0
教育長		<u>0 0</u>	<u>0 0</u>	<u>0 0</u>	<u>8 0 0</u>	<u>1 0 0</u>	<u>0</u>

2 死亡手当

区分	死亡手当
村長	円 <u>5 2 0, 0 0 0</u>
副村長	<u>4 9 0, 0 0 0</u>
教育長	

別表第4 (第11条関係)

鉄道 5 0 km未満	1 0 7, 0 0 0 円
鉄道 5 0 km以上 1 0 0 km未満	1 2 3, 0 0 0 円
鉄道 1 0 0 km以上 3 0 0 km未満	1 5 2, 0 0 0 円
鉄道 3 0 0 km以上 5 0 0 km未満	1 8 7, 0 0 0 円
鉄道 5 0 0 km以上 1, 0 0 0 km未満	2 4 8, 0 0 0 円

<u>鉄道 1, 0 0 0 km以上 1, 5 0 0 km未満</u>	<u>2 6 1, 0 0 0 円</u>
<u>鉄道 1, 5 0 0 km以上 2, 0 0 0 km未満</u>	<u>2 7 9, 0 0 0 円</u>
<u>鉄道 2, 0 0 0 km以上</u>	<u>3 2 4, 0 0 0 円</u>

別表第5 (第12条関係)

<u>住居区分</u>		<u>日当</u>	<u>宿泊料</u>
<u>自宅</u>		<u>2 日</u>	<u>2 夜</u>
<u>公舎</u>		<u>2 日</u>	<u>2 夜</u>
<u>民間借家等</u>	<u>鉄道 2 5 km未満</u>	<u>3 日</u>	<u>3 夜</u>
	<u>鉄道 2 5 km以上 5 0 km未満</u>	<u>4 日</u>	<u>4 夜</u>
	<u>鉄道 5 0 km以上</u>	<u>5 日</u>	<u>5 夜</u>

東海村証人等の実費弁償に関する条例新旧対照表（附則第5項関係）

現 行	改正案
第1条 (略) (実費弁償の額)	第1条 (略) (実費弁償の額)
第2条 (略) 2 証人等が村外に在住する者であるときは、前項の額に東海村職員等の旅費に関する条例（昭和54年東海村条例第6号。以下「旅費条例」という。）に定める一般職の職員が支給される旅費 <u>（日当を除く。）</u> に相当する額を加えた額を支給する。	第2条 (略) 2 証人等が村外に在住する者であるときは、前項の額に東海村職員等の旅費に関する条例（昭和54年東海村条例第6号。以下「旅費条例」という。）に定める一般職の職員が支給される旅費に相当する額を加えた額を支給する。
3 (略)	3 (略)
第3条 (略) (証人等に関する規定の準用等)	第3条 (略) (証人等に関する規定の準用等)
第4条 (略) 2 村の依頼又は要求に応じ、会議の構成員又は補助員（以下「構成員等」という。）であって村外に在住する者が、当該会議に参加するために旅行した場合は、実費弁償として旅費条例に定める一般職の職員が支給される旅費 <u>（日当を除く。）</u> に相当する額を支給する。構成員等が村外に旅行する場合についても、同様とする。	第4条 (略) 2 村の依頼又は要求に応じ、会議の構成員又は補助員（以下「構成員等」という。）であって村外に在住する者が、当該会議に参加するために旅行した場合は、実費弁償として旅費条例に定める一般職の職員が支給される旅費に相当する額を支給する。構成員等が村外に旅行する場合についても、同様とする。
3 (略)	3 (略)
第5条 (略)	第5条 (略)

議案第106号

東海村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

東海村水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年12月1日 提出

東海村長 山田



提案理由

災害その他非常の場合において、給水装置の迅速な復旧等を可能とするため、給水装置工事の施行者に係る特例を定めるほか、所要の改正を行うための条例の一部改正

## 東海村水道事業給水条例の一部を改正する条例

東海村水道事業給水条例（平成15年東海村条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、村長が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者に給水装置工事を施行させる必要があると認めるときは、この限りでない。

第6条第2項中「指定給水装置工事事業者」の次に「(前項ただし書に規定する他の市町村長が指定をした者を含む。第14条において同じ。)」を加える。

第32条第1項第1号中「15日を超える」を「15日以上の」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東海村水道事業給水条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(工事の施行)</p> <p>第6条 工事は、村長又は村長が水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」条において同じ。）という。）第16条の2第1項の指定をした者又は法第25条の3の2第1項の指定の更新をした者（以下これらの者を「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p>	<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(工事の施行)</p> <p>第6条 工事は、村長又は村長が水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」といふ。）第16条の2第1項の指定をした者又は法第25条の3の2第1項の指定の更新をした者（以下これらの者を「指定給水装置工事事業者」といふ。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、村長が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者に給水装置工事を施行させる必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p>
<p>2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合は、工事の着工前に村長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事竣工後に村長の工事検査を受けなければならない。</p>	<p>2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者 <u>（前項ただし書に規定する他の市町村長が指定をした者を含む。第14条において同じ。）</u> が工事を施行する場合は、工事の着工前に村長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事竣工後に村長の工事検査を受けなければならない。</p>
<p>3・4 (略)</p> <p>第7条～第31条 (略)</p> <p>(特別な場合における料金の算定)</p> <p>第32条 月の中途において水道の使用を開始し、又は中止したときの基本料金は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 給水期間が15日に満たないときは半額、<u>15日を超えるときは全額</u>とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第33条～第42条 (略)</p>	<p>3・4 (略)</p> <p>第7条～第31条 (略)</p> <p>(特別な場合における料金の算定)</p> <p>第32条 月の中途において水道の使用を開始し、又は中止したときの基本料金は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 給水期間が15日に満たないときは半額、<u>15日以上のときは全額</u>とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第33条～第42条 (略)</p>

議案第107号

東海村布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について

東海村布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年12月1日 提出

東海村長 山田



提案理由

水道法施行令（昭和32年政令第336号）及び水道法施行規則（厚生省令第45号）の一部改正に伴い、水道事業における布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を見直すための条例の一部改正

東海村布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事，布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

東海村布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事，布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例（平成25年東海村条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後，」を削り，「おいて土木工学科若しくは」を「おいて土木工学科又は」に，「2年以上水道」を「3年以上水道，工業用水道，下水道，道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め，「者」の次に「（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え，同条第2号中「の土木工学科」を削り，「これ」を「旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め，「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り，「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め，「者」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え，同条第3号中「による専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を，「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え，「水道」を「水道等」に改め，「者」の次に「（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え，同条第8号中「1年以上水道」を「1年以上水道等」に改め，「もの」の次に「（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え，同号を同条第10号とし，同条第7号中「若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号」を「から第6号まで」に改め，「又は学科目」を削り，「水道」を「水道等」に改め，「者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え，

同号を同条第9号とし、同条第6号中「にあっては1年」を「にあっては2年」に、「2年以上水道」を「3年以上水道等」に改め、「もの」の次に「(第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第4号中「による中等学校」の次に「(次号において「高等学校等」という。)」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第5号とし、同条第3号の後に次の1号を加える。

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条に次の1号を加える。

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第4条第1号を次のように改める。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、

修了した後), 同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上, 同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては, 修了した者)については5年以上, 同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め, 「土木工学以外の」を削り, 「に関する学科目」を「の課程」に, 「相当する学科目」を「相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)」に, 「同条第4号」を「同条第5号」に改め, 同条第4号中「第4号」を「第5号」に, 「学科目」を「課程」に改め, 同条第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に, 「学科目」を「課程」に改め, 同条に次の2号を加える。

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であって, 1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって, 3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

#### 附 則

この条例は, 公布の日から施行する。

東海村布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>第1条・第2条 (略) (布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の<u>土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(2) 学校教育法による大学の<u>土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、5年以上<u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p>	<p>第1条・第2条 (略) (布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において<u>土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p>(2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において<u>機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p>(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）、5年以上<u>水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p>(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</p>

- (4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (8) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあっては2年以上、第2号の卒業者にあっては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により布設工事監督者の資格を有する者

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。第4号において同じ。），同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者。第4号において同じ。）については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験

(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後），同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。第4号において同じ。），同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者。第4号において同じ。）については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に

を有する者

- |   |  |
|---|--|
| (3) (略)   | (3) (略)  |
| (4) 前条第1号、第3号及び <u>第4号</u> に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する <u>学科目</u> 並びにこれらに相当する <u>学科目</u> 以外の <u>学科目</u> を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については7年以上、 <u>同条第4号</u> に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 | (4) 前条第1号、第3号及び <u>第5号</u> に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する <u>課程</u> 並びにこれらに相当する <u>課程</u> 以外の <u>課程</u> を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については7年以上、 <u>同条第5号</u> に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 |
| (5) 外国の学校において、 <u>第2号</u> に規定する <u>学科目</u> 又は前号に規定する <u>学科目</u> に相当する <u>学科目</u> を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者                                | (5) 外国の学校において、 <u>第1号</u> 若しくは <u>第2号</u> に規定する <u>課程</u> 又は前号に規定する <u>課程</u> に相当する <u>課程</u> を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者                |
| (6) (略)   | (6) (略)  |
|   | (7) <u>技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者</u> （選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。） <u>であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u>  |
|   | (8) <u>建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u>   |

# 令和7年度 東海村一般会計補正予算（第5号）

## 令和7年度 東海村一般会計補正予算（第5号）

令和7年度東海村の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ185,559千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ  
24,401,095千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳  
出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和7年12月1日 提出

東海村長 山田



## 第一表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 村 税		11,367,332	102,692	11,470,024
	1 村 民 税	3,192,413	102,692	3,295,105
12 分 担 金 及 び 負 担 金		36,807	76,095	112,902
	1 負 担 金	36,807	76,095	112,902
14 国 庫 支 出 金		4,466,850	△1,672	4,465,178
	1 国 庫 負 担 金	1,847,655	3,453	1,851,108
	2 国 庫 補 助 金	1,098,017	△5,981	1,092,036
	4 交 付 金	1,510,770	856	1,511,626
15 県 支 出 金		1,620,684	9,596	1,630,280
	1 県 負 担 金	717,630	1,486	719,116
	2 県 補 助 金	747,280	8,110	755,390
18 繰 入 金		3,279,439	△12,529	3,266,910
	2 基 金 繰 入 金	3,241,946	△12,529	3,229,417
20 諸 収 入		366,295	25,777	392,072
	4 受 託 事 業 収 入	29,124	1,021	30,145
	5 雜 収 入	299,206	24,756	323,962
21 村 債		936,000	△14,400	921,600
	1 村 債	936,000	△14,400	921,600
歳 入 合 計		24,215,536	185,559	24,401,095

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,092,077	△21,611	4,070,466
	1 総務管理費	3,578,383	△24,445	3,553,938
	2 徴税費	281,556	2,250	283,806
	3 戸籍住民登録費	129,846	584	130,430
3 民生費		8,184,245	161,693	8,345,938
	1 社会福祉費	4,590,560	87,500	4,678,060
	2 児童福祉費	3,591,920	74,193	3,666,113
4 衛生費		2,624,138	4,752	2,628,890
	1 保健衛生費	1,179,140	4,752	1,183,892
	2 清掃費	1,106,239	0	1,106,239
6 商工費		580,963	2,299	583,262
	1 商工費	580,963	2,299	583,262
7 土木費		2,991,664	36,565	3,028,229
	1 土木管理費	86,996	597	87,593
	2 道路橋梁費	725,827	△4,895	720,932
	3 都市計画費	2,153,941	40,863	2,194,804
9 教育費		3,987,416	1,861	3,989,277
	1 教育総務費	845,115	△6,516	838,599
	2 小学校費	769,623	△6,891	762,732
	3 中学校費	253,240	△825	252,415
	4 幼稚園費	390,537	5,033	395,570
	5 社会教육費	1,138,821	△1,371	1,137,450
	6 保健体育費	590,080	12,431	602,511
歳出	合計	24,215,536	185,559	24,401,095

第2表 債務負担行為補正

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
小・中学校引き込みケーブル改修工事	令和7年度から令和8年度まで	4,000
議長車運転業務委託	令和7年度から令和8年度まで	848
会議録印刷製本業務委託	令和7年度から令和8年度まで	3,732
会議録システムデータ作成業務委託	令和7年度から令和8年度まで	892
議会だより及び広報とうかい各戸配布	令和7年度から令和8年度まで	10,879
議会だより及び広報とうかい作成業務委託	令和7年度から令和8年度まで	16,229
例規ベースシステム更新業務委託	令和7年度から令和8年度まで	1,485
公金収納情報データ化	令和7年度から令和8年度まで	1,545
ふるさと納税推進業務委託	令和7年度から令和8年度まで	37,915
ふるさと納税推進業務使用	令和7年度から令和8年度まで	773
村内拠点間ネットワーク及びインターネットプロバイダ使用	令和7年度から令和8年度まで	19,103
人材派遣 (IT管理サポート業務、まるデジ構想推進、保育士)	令和7年度から令和8年度まで	77,887

事項	期間	限度額 (千円)
住民活動災害補償保険	令和7年度から令和8年度まで	2,439
緊急通報システム管理業務委託	令和7年度から令和8年度まで	59
施設等管理派遣 (保育所、こども園、幼稚園)	令和7年度から令和8年度まで	11,643
細菌検査	令和7年度から令和8年度まで	2,074
除草委託	令和7年度から令和8年度まで	47,168
樹木及び植栽管理委託 (保育所、歴史と未来の交流館)	令和7年度から令和8年度まで	5,797
清掃業務委託 (保育所、産業・情報プラザ、歴史と未来の交流館)	令和7年度から令和8年度まで	21,099
警備委託 (長堀すこやかハウス)	令和7年度から令和8年度まで	357
給食調理業務委託 (東海中学校)	令和7年度から令和11年度まで	108,386
保育所等キャッシュレス決済管理システム	令和7年度から令和8年度まで	485
スズメ蜂等駆除	令和7年度から令和8年度まで	4,978
大気環境調査委託	令和7年度から令和8年度まで	1,582
ごみ処理等業務委託 (木製家具リサイクル、小型家電処理、不燃物等運搬処理、剪定枝葉等リサイクル、不燃性残渣運搬処分、粗大家電類処理)	令和7年度から令和8年度まで	54,371
ごみ処理施設運転管理業務委託	令和7年度から令和8年度まで	13,607

事項	期間	限度額 (千円)
薬品購入 (最終処分場)	令和7年度から令和8年度まで	6,000
最終処分場放流水放射能測定	令和7年度から令和8年度まで	399
分析委託 (最終処分場、衛生センター)	令和7年度から令和8年度まで	2,772
脱水汚泥運搬処理業務委託	令和7年度から令和8年度まで	6,277
機械警備業務委託 (産業・情報プラザ)	令和7年度から令和8年度まで	660
施設運営支援委託 (産業・情報プラザ)	令和7年度から令和8年度まで	11,212
指定管理委託 (公園)	令和7年度から令和8年度まで	81,802
施設等管理委託 (公園)	令和7年度から令和8年度まで	66,231
外国語指導講師派遣	令和7年度から令和10年度まで	133,897
平和大使派遣委託	令和7年度から令和8年度まで	1,531
小・中学校除草作業派遣	令和7年度から令和8年度まで	14,600
教育用コンピュータネットワーク管理委託	令和7年度から令和8年度まで	6,279
小・中学校校務支援システム基盤保守業務委託	令和7年度から令和8年度まで	1,242
文化財 I PMシステム委託	令和7年度から令和8年度まで	1,991

事項	期間	限度額 (千円)
図書装備委託	令和7年度から令和8年度まで	1,083
産業医業務委託	令和7年度から令和8年度まで	1,080
健康診断検査委託 (児童・生徒等, 教職員)	令和7年度から令和8年度まで	4,789
学校給食用賄材料購入	令和7年度から令和8年度まで	232,610
学校給食用パン個包装	令和7年度から令和8年度まで	1,688
地域クラブ活動支援委託	令和7年度から令和8年度まで	4,984
保守点検業務委託 (防災行政無線施設, 複写機, 村内拠点間ネットワークシステム, インターネット機器, 庁内無線LAN機器, 防災業務情報共有システム, コミュニティセンター障害者用昇降機, 長堀すこやかハウス複写機, 産業・情報プラザ昇降機, 産業・情報プラザ自動ドア, 産業・情報プラザ電気設備, 産業・情報プラザ空調設備, 創業オフィス等ネットワーク, GIGAスクールコンピュータ, GIGAスクールネットワーク用無線LAN機器, 小・中学校複写機, 歴史と未来の交流館空調設備)	令和7年度から令和8年度まで	72,982
事務機器賃借及びシステム使用等 (議場音響設備, 広報編集用パソコンソフト, LOGOチャット, IT資産管理ソフト, AIチャットボットクラウド, アプリ開発クラウド, AI議事録クラウド, RPAライセンス, 在席確認クラウド, 来客受付ツール, 職員募集システム, 地域包括支援センター支援システム, 保育ICTシステム, 保育所等キャッシュレス決済管理システム, 長堀すこやかハウス複写機, 産業・情報プラザ駐車場, 産業・情報プラザ音響・映像設備, 産業・情報プラザインターネットアクセス回線, 産業・情報プラザ複写機, 学校図書館データベース化システム, 保護者連絡サービス, GIGAスクールネットワーク)	令和7年度から令和8年度まで	28,572

# 一般会計補正予算に関する説明書

## 歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括  
歳 入

(単位：千円)

款		補正前の額	補正額	計
1 村	税	11,367,332	102,692	11,470,024
12 分 担 金 及 び 負 担 金		36,807	76,095	112,902
14 国 庫 支 出 金		4,466,850	△1,672	4,465,178
15 県 支 出 金		1,620,684	9,596	1,630,280
18 繰 入 金		3,279,439	△12,529	3,266,910
20 諸 収 入		366,295	25,777	392,072
21 村	債	936,000	△14,400	921,600
歳 入 合 計		24,215,536	185,559	24,401,095

## 歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国県支出金	地方債	
2 総務費	4,092,077	△21,611	4,070,466	△12,632		△8,979
3 民生費	8,184,245	161,693	8,345,938	△5,353	76,095	90,951
4 衛生費	2,624,138	4,752	2,628,890	22,208	1,450	△18,906
6 商工費	580,963	2,299	583,262	△4,300		6,599
7 土木費	2,991,664	36,565	3,028,229	11,390	△14,400	39,575
9 教育費	3,987,416	1,861	3,989,277	△4,861		6,722
歳出合計	24,215,536	185,559	24,401,095	6,452	△14,400	77,545
						115,962

## 2歳入

(款) 1 村税

(項) 1 村民税

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1個人	2,555,960	102,692	2,658,652	1 現年課税分	102,692	個人村民税 102,692
計	3,192,413	102,692	3,295,105			

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

2 民生費負担金	13,106	76,095	89,201	1 社会福祉総務費負担金	76,095	救急医療二次病院運営費補助市町負担金 76,095
計	36,807	76,095	112,902			

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	1,847,655	2,972	1,850,627	1 社会福祉費負担金	2,972	障害福祉サービス等負担金 2,972
2 衛生費国庫負担金	0	481	481	1 保健衛生費負担金	481	新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金 481
計	1,847,655	3,453	1,851,108			

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

5 土木費国庫補助金	51,909	△5,981	45,928	1 土木管理費補助金	△5,981	道路メンテナンス事業補助金 社会資本整備総合交付金 △1,411 △4,570
計	1,098,017	△5,981	1,092,036			

(款) 14 国庫支出金

(項) 4 交付金

2 電源立地地域対策交付金	1,508,956	856	1,509,812	1 電源立地地域対策交付金	856	電源立地地域対策交付金 856
計	1,510,770	856	1,511,626			

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	717,630	1,486	719,116	1 社会福祉費負担金	1,486	障害福祉サービス等負担金 1,486
-----------	---------	-------	---------	------------	-------	--------------------

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
計	717, 630	1, 486	719, 116			

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

2 民生費県補助金	617, 990	1, 472	619, 462	2 医療福祉費補助金	1, 472	医療福祉費補助金過年度分	1, 472
3 衛生費県補助金	10, 719	30	10, 749	1 保健衛生費補助金	30	予防接種事故対策費補助金	30
7 教育費県補助金	6, 284	1, 554	7, 838	1 教育総務費補助金	1, 554	校内フリースクール設置促進事業費補助金	1, 554
8 原子力地域振興事業費補助金	74, 317	5, 054	79, 371	1 原子力地域振興事業費補助金	5, 054	原子力地域振興事業費補助金	5, 054
計	747, 280	8, 110	755, 390				

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

5 財政調整基金繰入金	1, 789, 664	△12, 529	1, 777, 135	1 財政調整基金繰入金	△12, 529	財政調整基金繰入金	△12, 529
計	3, 241, 946	△12, 529	3, 229, 417				

(款) 20 諸収入

(項) 4 受託事業収入

1 衛生費受託事業収入	29, 124	1, 021	30, 145	1 後期高齢者保健事業受託収入	1, 021	後期高齢者健診受託金	1, 021
計	29, 124	1, 021	30, 145				

(款) 20 諸収入

(項) 5 雜入

2 雜入	274, 727	24, 756	299, 483	1 雜入	24, 756	後期高齢者医療制度特別対策補助金 後期高齢者医療給付費負担金返還金	429 24, 327
計	299, 206	24, 756	323, 962				

(款) 21 村債

(項) 1 村債

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 土木債	308,900	△14,400	294,500	1 道路橋梁債	△3,400	勝木田下の内線整備事業債 △3,400
				2 都市計画債	△11,000	部原地区法面對策事業債 △11,000
計	936,000	△14,400	921,600			

## 3歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
2 秘書広聴 広報費	86,395	△1,591	84,804				△1,591	8 旅 費	△1,591	○姉妹都市交流事業 外国旅費 △1,591 △1,591
5 財産管理 費	393,521	△290	393,231				△290	10 需 用 費	△247	○財産管理事務事業 電気料 水道料 公共下水道料 警備委託料 △290 △207 △21 △19 △43
								12 委 託 料	△43	
10 電算処理 費	439,382	△10,764	428,618				△10,764	12 委 託 料	△5,186	○ICT機器整備推進事業 電算処理業務委託料(バッチ 処理) 電算処理業務委託料(データ 管理) 電算システム改修委託料 自治体情報システム標準化・ 共通化対応業務委託料 印刷機賃借料 データサーバ賃借料 テレワークシステム賃借料 オフィスソフトライセンス使 用料 △10,764 △1,564 △106 △2,416 △1,100 △1,266 △1,108 △485 △2,719
								13 使用料及び 賃 借 料	△5,578	
11 行政改革 推進費	209,945	△11,800	198,145				△11,800	11 役 務 費	△80	○サービス・トランスフォーメー ション推進事業 オンライン決済手数料 スマホサポートー養成講座開 催委託料 ○ワーク・トランスフォーメーシ ョン推進事業 アプリ開発クラウド使用料 在席確認クラウド使用料 少額備品購入費 △240 △80 △160 △870 △310 △69 △491
								12 委 託 料	△2,340	
								13 使用料及び 賃 借 料	△379	
								17 備 品 購 入 費	△9,001	

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
										○窓口・執務エリア再整備事業 △10,690 オフィス移転業務委託料 △1,300 産業廃棄物収集、運搬及び処分業務委託料 △880 オフィス環境整備品購入費 △8,510
15 コミュニティセンター費	337,371	0	337,371	△12,632			12,632			○コミュニティセンター維持管理事業 財源振替
計	3,578,383	△24,445	3,553,938	△12,632			△11,813			

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

1 税務総務費	152,164	2,250	154,414			2,250	2 納 稲 料	481	○一般職人件費支払事業 1,654 一般職給 481
							3 職員手当等	772	扶養手当 371 住居手当 168
							4 共 濟 費	401	通勤手当 9 職員退職手当組合負担金 208
							10 需 用 費	596	地域手当 16 一般職員共済組合負担金 401
									○税務総務諸費 596 消耗品費 596
計	281,556	2,250	283,806			2,250			

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民登録費

1 戸籍住民登録費	129,846	584	130,430			584	3 職員手当等	392	○一般職人件費支払事業 392 住居手当 168
							12 委 託 料	192	通勤手当 20 職員退職手当組合負担金 204

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民登録費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
										○戸籍住民登録事業 コンビニ交付証明書交付業務 委託料
計	129,846	584	130,430				584			192 192

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉 総務費	986,438	81,350	1,067,788	76,095	5,255	2 納 入 料	489	○一般職人件費支払事業	2,532
						3 職員手当等	1,177	一般職給	489
						4 共 濟 費	866	扶養手当	35
						12 委 託 料	96	一般職期末手当	266
						18 負担金、補助 及び交付金	76,005	勤勉手当	219
						27 繰 出 金	2,717	児童手当	120
								職員退職手当組合負担金	517
3 障害福祉 費	1,334,668	6,102	1,340,770	4,458	1,644	2 納 入 料	5,945	地域手当	20
						19 扶 助 費	5,945	一般職員共済組合負担金	866
						22 償還金、利子 及び割引料	157	○社会福祉総務諸費	76,101
								複写機保守点検委託料	96
								救急医療二次病院運営費負担 金	△3,982
								救急医療二次病院運営事業補 助金	79,987
								○国民健康保険事業特別会計繰出 金事業	2,717
								国民健康保険事業特別会計繰 出金	2,717

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
										身体障害者(児)補装具 5,945
4 医療福祉費	868,204	48	868,252				48	22 償還金、利子及び割引料	48	○養育医療費給付事業 48 養育医療負担金返還金 48
計	4,590,560	87,500	4,678,060	4,458		76,095	6,947			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉総務費	1,320,838	58,733	1,379,571				58,733	22 償還金、利子及び割引料	58,733	○児童福祉総務諸費 58,733 子ども・子育て支援交付金返還金過年度分 15,203 子どものための教育・保育給付交付金返還金 43,530
2 児童措置費	914,670	13,149	927,819				13,149	22 償還金、利子及び割引料	13,149	○児童手当支払事業 13,149 児童手当交付金過年度分返還金 11,883 児童手当県負担金過年度分返還金 1,266
3 児童福祉施設費	1,356,412	2,311	1,358,723	△9,811			12,122	1 報酬	463	○一般職人件費支払事業 1,117 一般職給 888 職員退職手当組合負担金 191 地域手当 38
								2 納料	888	○保育所管理事業 財源振替
								3 職員手当等	229	○百塚保育所運営事業 223 少額備品購入費 223 ○どうかい村松宿こども園運営事業 247 少額備品購入費 247
								17 備品購入費	731	○どうかい村松宿こども園一時保育事業 463 保育士等報酬 463 ○東海村緊急保育所運営事業 261 少額備品購入費 261

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
計	3,591,920	74,193	3,666,113	△9,811			84,004			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1 保健衛生 総務費	414,702	609	415,311	8,500			△7,891	19 扶 助 費	300	○一般職人件費支払事業 財源振替
								22 償還金、利子 及び割引料	309	○妊娠婦・乳幼児健康診査事業 妊娠婦健康診査費用助成金 産婦健康診査費用助成金 ○妊娠等支援給付事業 出産・子育て応援交付金過年度 分返還金
2 予防費	199,228	2,331	201,559	511			1,820	18 負担金、補助 及び交付金	481	○予防接種事業 新型コロナウイルス予防接種 健康被害給付費負担金 定期予防接種費用助成金
								19 扶 助 費	1,850	○帯状疱疹ワクチン接種費用助成 事業 帯状疱疹ワクチン接種費用助成金 1,536
8 後期高齢 者保健事 業費	42,432	1,812	44,244			1,450	362	11 役 務 費	11	○後期高齢者健診事業 後期高齢者健診データ管理シ ステム手数料 後期高齢者健診委託料
								12 委 託 料	1,801	11 1,801
計	1,179,140	4,752	1,183,892	9,011		1,450	△5,709			

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

1 清掃総務 費	52,543	0	52,543	9,176			△9,176			○一般職人件費支払事業 財源振替
2 ごみ処理 費	847,478	0	847,478	4,171			△4,171			○清掃センター管理運営事業 財源振替

## (款) 4 衛生費

## (項) 2 清掃費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
3 し尿処理費	206,218	0	206,218	△150			150		○衛生センター管理運営事業 財源振替	
計	1,106,239	0	1,106,239	13,197			△13,197			

## (款) 6 商工費

## (項) 1 商工費

1 商工総務費	90,415	0	90,415	△4,300			4,300		○一般職人件費支払事業 財源振替
2 商工振興費	392,351	2,299	394,650				2,299	18 負担金、補助 及び交付金	2,299 ○企業立地支援事業 企業立地奨励金 雇用促進奨励金
計	580,963	2,299	583,262	△4,300			6,599		2,299

## (款) 7 土木費

## (項) 1 土木管理費

2 建築行政費	7,904	597	8,501				597	18 負担金、補助 及び交付金	597 ○空家等解体・リフォーム工事費 補助事業 空家等解体・リフォーム工事 費補助金
計	86,996	597	87,593				597		

## (款) 7 土木費

## (項) 2 道路橋梁費

2 道路維持費	429,713	0	429,713	15,960			△15,960		○道路補修事業 財源振替
3 道路新設改良費	177,876	△4,895	172,981	△4,570	△3,400		3,075	14 工事請負費	△4,895 ○道路新設改良舗装事業 村道改良舗装工事(集合) △4,895

## (款) 7 土木費

## (項) 2 道路橋梁費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
計	725,827	△4,895	720,932	11,390	△3,400		△12,885			

## (款) 7 土木費

## (項) 3 都市計画費

1 都市計画 総務費	179,752	△7,324	172,428		△11,000		3,676	12 委 託 料	△759	○都市政策諸費 東海スマートIC大型車対応 化検討業務委託料	△308
								14 工事請負費	△6,565	○部原地区土地利用推進事業 部原地区法面対策工事	△6,565
2 公園費	415,349	△21,813	393,536				△21,813	12 委 託 料	△21,813	○都市計画公園管理事業 都市公園公民連携検討業務委 託料	△13,783
										○都市計画公園整備事業 公園基礎調査及び設計業務委 託料	△8,030
3 土地区画 整理費	610,542	70,000	680,542				70,000	27 繰 出 金	70,000	○区画整理事業特別会計繰出金事 業	70,000
										東海中央土地区画整理事業特 別会計繰出金	70,000
計	2,153,941	40,863	2,194,804		△11,000		51,863				

## (款) 9 教育費

## (項) 1 教育総務費

2 事務局費	486,942	△6,516	480,426				△6,516	12 委 託 料	△516	○こども・わがもの応援給付金支 給事業	△6,516
								18 負担金、補助 及び交付金	△6,000	支給決定等処理業務委託料 こども・わがもの応援給付金	△516 △6,000

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
3 教育指導費	356,254	0	356,254	7,000			△7,000			○スタディ・サポーター配置事業 財源振替 ○心の居場所づくり推進事業 財源振替
計	845,115	△6,516	838,599	7,000			△13,516			

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

1 学校管理費	769,623	△6,891	762,732	△10,490		3,599	12 委 託 料	561	○一般職人件費支払事業 財源振替 ○小学校運営管理事業 財源振替 ○小学校施設整備事業 電話設備改修工事設計業務委 託料 村松小学校校舎内装改修工事 ○小学校コンピュータ機器整備運 用事業 児童・生徒用タブレット等機 器賃借料
							13 使用料及び 賃 借 料	△2,920	
							14 工事請負費	△4,532	
計	769,623	△6,891	762,732	△10,490		3,599			

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

1 学校管理費	253,240	△825	252,415	△150		△675	13 使用料及び 賃 借 料	△825	○一般職人件費支払事業 財源振替 ○中学校運営管理事業 財源振替 ○中学校コンピュータ機器整備運 用事業 教育用ソフトウェア使用料
計	253,240	△825	252,415	△150		△675			

(款) 9 教育費

(項) 4 幼稚園費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 園管理費	390,537	5,033	395,570	△800			5,833	1 報 酬	4,624	○一般職人件費支払事業 財源振替
								8 旅 費	239	○幼稚園管理事業 幼稚園講師等報酬 4,863
								17 備品購入費	170	4,624 費用弁償 239
計	390,537	5,033	395,570	△800			5,833			○村松幼稚園運営事業 170 少額備品購入費 170

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

1 社会教育 総務費	638,699	△1,415	637,284	800			△2,215	12 委 託 料	△1,415	○社会教育振興諸費 財源振替
6 公民館費	13,380	44	13,424				44	11 役 務 費	21	○中央公民館維持管理事業 44 電信料 21
								13 使用料及び 賃 借 料	23	複写機使用料 23
7 図書館費	206,467	0	206,467	1,879			△1,879			○図書館諸費 財源振替
計	1,138,821	△1,371	1,137,450	2,679			△4,050			

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

1 保健体育 総務費	250,578	12,431	263,009				12,431	10 需 用 費	12,431	○学校給食事業 12,431 賄材料費 12,431
2 社会体育 費	339,502	0	339,502	△3,100			3,100			○スポーツ施設管理運営事業 財源振替
計	590,080	12,431	602,511	△3,100			15,531			

令和 7 年度 東海村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第109号

## 令和7年度 東海村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度東海村の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,662千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,065,374千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月1日 提出

東海村長 山田



## 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰 入 金		297,156	3,662	300,818
	1 他 会 計 繰 入 金	189,583	2,717	192,300
	2 基 金 繰 入 金	107,573	945	108,518
歳 入 合 計		3,061,712	3,662	3,065,374

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		53,373	2,717	56,090
	1 総務管理費	51,305	2,717	54,022
8 諸支出金		1,547	945	2,492
	1 償還金及び還付加算金	1,545	945	2,490
歳出合計		3,061,712	3,662	3,065,374

## 東海村国民健康保険事業特別会計補正予算に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総括  
歳入

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
7 繼入金	297,156	3,662	300,818
歳入合計	3,061,712	3,662	3,065,374

## 歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
1 総務費	53,373	2,717	56,090				2,717	
8 諸支出金	1,547	945	2,492			945		
歳出合計	3,061,712	3,662	3,065,374			945	2,717	

## 2 歳 入

(款) 7 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	189,583	2,717	192,300	4 職員給与費等繰入金	2,717	職員給与費等繰入金 2,717
計	189,583	2,717	192,300			

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 支払準備基金繰入金	107,573	945	108,518	1 支払準備基金繰入金	945	支払準備基金繰入金 945
計	107,573	945	108,518			

## 3歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	50,178	2,717	52,895				2,717	2 納入料	1,064	○一般職人件費支払事業 2,717 一般職給 1,064
								3 職員手当等	1,347	扶養手当 35 住居手当 531
								4 共済費	306	通勤手当 51 一般職期末手当 290 勤勉手当 231 職員退職手当組合負担金 180 地域手当 29 一般職員共済組合負担金 306
計	51,305	2,717	54,022				2,717			

(款) 8 諸支出金

(項) 1 債還金及び還付加算金

2 債還金	1	42	43			42		22 債還金、利子及び割引料	42	○国庫補助金等償還事業 42 国庫補助等返還金 42
4 保険給付費等交付金償還金	1	903	904			903		22 債還金、利子及び割引料	903	○保険給付費等交付金償還事業 903 保険給付費等交付金償還金 903
計	1,545	945	2,490			945				

令和 7 年度 東海村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

議案第110号

## 令和7年度 東海村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和7年度東海村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72,107千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ751,933千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月1日 提出

東海村長 山田



## 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1後期高齢者医療保険料		577,427	72,107	649,534
	1後期高齢者医療保険料	577,427	72,107	649,534
歳 入 合 計		679,826	72,107	751,933

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		666,303	72,107	738,410
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	666,303	72,107	738,410
歳 出	合 計	679,826	72,107	751,933

# 東海村後期高齢者医療特別会計補正予算に関する説明書

## 歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括  
歳 入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	577,427	72,107	649,534
歳 入 合 計	679,826	72,107	751,933

## 歳 出

(単位 : 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			一般財源
				国 績 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	666,303	72,107	738,410				72,107
歳 出 合 計	679,826	72,107	751,933				72,107

## 2歳入

(款) 1 後期高齢者医療保険料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 特別徴収保険料	433,154	54,080	487,234	1 現年度分	54,080	現年度分 54,080
2 普通徴収保険料	144,273	18,027	162,300	1 現年度分	18,027	現年度分 18,027
計	577,427	72,107	649,534			

## 3歳出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 後期高齢者医療広域連合納付金	666,303	72,107	738,410				72,107	18 負担金、補助及び交付金	72,107	○後期高齢者医療広域連合納付金 事業 72,107 保険料納付金 72,107
計	666,303	72,107	738,410				72,107			

令和 7 年度 東海村介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第111号

## 令和7年度 東海村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度東海村の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。  
(債務負担行為)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和7年12月1日 提出

東海村長 山田



第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
介護保険事業所台帳管理システム保守委託	令和7年度から令和8年度まで	363
介護保険さがせる n e t 使用	令和7年度から令和8年度まで	32
一般介護予防教室参加者保険	令和7年度から令和8年度まで	185
一般介護予防教室開催委託	令和7年度から令和8年度まで	1,383
介護給付適正化総合支援システム運用支援業務委託	令和7年度から令和8年度まで	3,366
緊急通報システム管理業務委託	令和7年度から令和8年度まで	15,906
介護サービス事業所・医療機関情報提供システム保守等業務委託	令和7年度から令和8年度まで	2,112
家族介護用品給付事業業務委託	令和7年度から令和8年度まで	16,557

令和 7 年度 水戸・勝田都市計画事業  
東海中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第112号

## 令和7年度 水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度東海村の水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ752,425千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月1日 提出

東海村長 山 田



## 第一表 歳 入 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰 入 金		564,046	70,000	634,046
1 他 会 計	繰 入 金	564,046	70,000	634,046
歳 入 合 計		682,425	70,000	752,425

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 区 画 整 理 事 業 費		667, 882	70, 000	737, 882
	1 東海中央土地区画整理事業費	667, 882	70, 000	737, 882
歳 出	合 計	682, 425	70, 000	752, 425

水戸・勝田都市計画事業  
東海中央土地区画整理事業特別会計補正予算に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総括  
歳入

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繼入金	564,046	70,000	634,046
歳入合計	682,425	70,000	752,425

## 歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国県支出金	地方債	
1 区画整理事業費	667,882	70,000	737,882			70,000
歳出合計	682,425	70,000	752,425			70,000

## 2 歳 入

(款) 4 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	564,046	70,000	634,046	1 繰入金	70,000	一般会計繰入金 70,000
計	564,046	70,000	634,046			

## 3歳出

(款) 1 区画整理事業費

(項) 1 東海中央土地区画整理事業費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2 工事費	615,084	70,000	685,084				70,000	14 工事請負費	70,000	○中央土地区画整理事業 整地工事 70,000 70,000
計	667,882	70,000	737,882				70,000			

令和 7 年度 東海村下水道事業会計補正予算（第 1 号）

議案第113号

## 令和7年度 東海村下水道事業会計補正予算（第1号）

令和7年度東海村の下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為に関する調書」による。

令和7年12月1日 提出

東海村長 山田



第1表 債務負担行為に関する調書

(単位 千円)

事 項	限度額	前年度末までの 支払義務発生（見込）額		当該年度以降の 支払義務発生予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	収益的収入	その他
流量計保守点検委託	6,413	—	—	令和7年度から 令和8年度まで	6,413	6,413	
マンホールポンプ維持管理 委託	17,695	—	—	令和7年度から 令和8年度まで	17,695	17,695	
水質検査手数料	3,837	—	—	令和7年度から 令和8年度まで	3,837	3,837	
企業会計システム賃借	1,980	—	—	令和7年度から 令和8年度まで	1,980	1,980	
排水ポンプ維持管理委託	1,599	—	—	令和7年度から 令和8年度まで	1,599	1,599	
下水道管理システム保守点 検委託	297	—	—	令和7年度から 令和8年度まで	297	297	

議案第114号

・指定管理者の指定について

次のとおり東海文化センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 東海文化センター
- 2 指定管理者となる団体の名称 公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団
- 3 指定管理者となる団体の所在地 東海村大字船場768番地15
- 4 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月1日 提出

東海村長 山田



提案理由

令和8年4月1日から東海文化センターの管理を指定管理者に行わせるための指定

## 資料

### 東海文化センター指定管理者団体

- |           |  |
|-----------|--|
| 1 団体の名称   | 公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団   |
| 2 代表者氏名   | 理事長 箭原 智浩  |
| 3 所 在 地   | 東海村大字船場 768番地15  |
| 4 職 員 数   | 15名（役員及び評議員を除く。）   |
| 5 設立年月日   | 平成3年3月28日  |
| 6 設立の目的   | 東海村における文化事業及びスポーツ事業に対する推進支援等をすることにより、文化・スポーツの振興と発展並びに健康で心豊かなまちづくりとうるおいのある地域社会の創造に寄与することを目的とする。 |
| 7 事 業 内 容 |  |
| (1)       | 文化・スポーツ施設等の公共施設の管理運営事業   |
| (2)       | 地域の文化・スポーツの振興及び助成事業  |
| (3)       | 地域の文化・スポーツに関する情報等の収集・提供事業  |
| (4)       | その他この法人の目的を達成するために必要な事業  |

議案第115号

指定管理者の指定について

次のとおり東海駅コミュニティ施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 東海駅コミュニティ施設
- 2 指定管理者となる団体の名称 公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団
- 3 指定管理者となる団体の所在地 東海村大字船場768番地15
- 4 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月1日 提出

東海村長 山田



提案理由

令和8年4月1日から東海駅コミュニティ施設の管理を指定管理者に行わせるための指定

## 資料

### 東海駅コミュニティ施設指定管理者団体

- |           |  |
|-----------|--|
| 1 団体の名称   | 公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団   |
| 2 代表者氏名   | 理事長 箭原 智浩  |
| 3 所 在 地   | 東海村大字船場 768番地15  |
| 4 職 員 数   | 15名（役員及び評議員を除く。）   |
| 5 設立年月日   | 平成3年3月28日  |
| 6 設立の目的   | 東海村における文化事業及びスポーツ事業に対する推進支援等をすることにより、文化・スポーツの振興と発展並びに健康で心豊かなまちづくりとうるおいのある地域社会の創造に寄与することを目的とする。 |
| 7 事 業 内 容 |  |
| (1)       | 文化・スポーツ施設等の公共施設の管理運営事業   |
| (2)       | 地域の文化・スポーツの振興及び助成事業  |
| (3)       | 地域の文化・スポーツに関する情報等の収集・提供事業  |
| (4)       | その他この法人の目的を達成するために必要な事業  |

議案第116号

指定管理者の指定について

次のとおり東海村スポーツ施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 東海村スポーツ施設（東海村総合体育館、東海スイミングプラザ、東海村テニスコート、東海南中学校夜間照明グランド及び久慈川河川敷運動場）
- 2 指定管理者となる団体の名称 公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団
- 3 指定管理者となる団体の所在地 東海村大字船場768番地15
- 4 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月1日 提出

東海村長 山田



提案理由

令和8年4月1日から東海村スポーツ施設の管理を指定管理者に行わせるための指定

## 資料

### 東海村スポーツ施設指定管理者団体

- |           |  |
|-----------|--|
| 1 団体の名称   | 公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団   |
| 2 代表者氏名   | 理事長 箭原 智浩  |
| 3 所 在 地   | 東海村大字船場 7 6 8番地 1 5  |
| 4 職 員 数   | 15名（役員及び評議員を除く。）   |
| 5 設立年月日   | 平成3年3月28日  |
| 6 設立の目的   | 東海村における文化事業及びスポーツ事業に対する推進支援等をすることにより、文化・スポーツの振興と発展並びに健康で心豊かなまちづくりとうるおいのある地域社会の創造に寄与することを目的とする。 |
| 7 事 業 内 容 |  |
| (1)       | 文化・スポーツ施設等の公共施設の管理運営事業   |
| (2)       | 地域の文化・スポーツの振興及び助成事業  |
| (3)       | 地域の文化・スポーツに関する情報等の収集・提供事業  |
| (4)       | その他この法人の目的を達成するために必要な事業  |

議案第117号

指定管理者の指定について

次のとおり舟石川学童クラブ（分室）の指定管理者を指定するため、  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に  
より、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 舟石川学童クラブ（分室）
- 2 指定管理者となる団体の名称 テルウェル東日本株式会社
- 3 指定管理者となる団体の所在地 東京都江東区深川二丁目7番6号
- 4 指定の期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

令和7年12月1日 提出

東海村長 山田



提案理由

令和8年4月1日から舟石川学童クラブ（分室）の管理を指定管理者  
に行わせるための指定

## 資料

### 舟石川学童クラブ（分室）指定管理者団体

- 1 団体の名称 テルウェル東日本株式会社
- 2 代表者氏名 代表取締役社長 石川 達
- 3 所 在 地 東京都江東区深川二丁目 7 番 6 号
- 4 従 業 員 数 5, 091 名
- 5 役 員 代表取締役社長 1 名  
取締役 12 名  
監査役 3 名  
会計監査人 有限責任あずさ監査法人
- 6 設立年月日 平成 13 年 4 月 2 日
- 7 主な事業内容
- (1) 地方自治法に基づく指定による公の施設の管理及び公共機関からの委託業務の請負に関する業務
- (2) 保育業又は保育所の経営に関する業務
- (3) 電気通信回線等を用いた非常通報装置・防犯設備等の販売、設置、保守管理及び通信機器、付属関連機器の販売、レンタル、設置、保守等に関する業務
- (4) インターネット等情報通信システムに係わる設備の設計、工事、保守、コンテンツ作成並びに情報通信システム研修、電気通信設備に関する設計、工事、保守等及び技術受託に関する業務
- (5) 一般労働者派遣及び特定労働者派遣に関する業務

議案第118号

指定管理者の指定について

次のとおり東海村病児・病後児保育施設の指定管理者を指定するため、  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に  
より、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 東海村病児・病後児保育施設
- 2 指定管理者となる団体の名称 公益社団法人地域医療振興協会
- 3 指定管理者となる団体の所在地 東京都千代田区平河町二丁目6番  
3号
- 4 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月1日 提出

東海村長 山 田



提案理由

令和8年4月1日から東海村病児・病後児保育施設の管理を指定管理者に行わせるための指定

## 資料

### 東海村病児・病後児保育施設指定管理者団体

- 1 団体の名称 公益社団法人地域医療振興協会
- 2 代表者氏名 理事長 藤来 靖士
- 3 所 在 地 東京都千代田区平河町二丁目6番3号
- 4 職 員 数 9, 777名
- 5 設立年月日 昭和61年5月15日
- 6 設立の目的 全国へのき地を中心とした地域保健医療の調査研究及び地域医学知識の啓蒙と普及を行うとともに、地域保健医療の確保と質の向上等住民福祉の増進を図り、もって、地域の振興に寄与することを目的とする。
- 7 事業内容
- (1) 医学生へのき地医療研修活動の指導
  - (2) わき地医療における診療活動基準の研究と確立
  - (3) 総合医の確立及び養成
  - (4) 医療情報の提供
  - (5) 地域保健医療に関する研究会及び講習会の開催
  - (6) わき地等に勤務する医師等の職業紹介及び派遣
  - (7) 関係行政機関との連絡、調整
  - (8) 会報・会誌の発行
  - (9) わき地等に勤務する医師の確保等へのき地等の医療（介護を含む。）を支援する病院等の開設及び運営管理の受託
  - (10) 前号の病院等と連携し又は同病院等を運営する上で必要とする社会福祉事業の実施
  - (11) わき地等の医療を支援する病院等に勤務する看護師等を養成するための専門学校の運営事業及び当該看護師等を養成するための大学の設置等に対する支援事業
  - (12) その他上記の目的を達成するために必要な事業

議案第119号

指定管理者の指定について

次のとおり村立東海病院の指定管理者を指定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 村立東海病院
- 2 指定管理者となる団体の名称 公益社団法人地域医療振興協会
- 3 指定管理者となる団体の所在地 東京都千代田区平河町二丁目6番  
3号
- 4 指定の期間 令和8年4月1日から令和18年3月31日まで

令和7年12月1日 提出

東海村長 山 田



提案理由

令和8年4月1日から村立東海病院の管理を指定管理者に行わせるための指定

## 資料

### 村立東海病院指定管理者団体

- 1 団体の名称 公益社団法人地域医療振興協会
- 2 代表者氏名 理事長 藤来 靖士
- 3 所 在 地 東京都千代田区平河町二丁目6番3号
- 4 職 員 数 9, 777名
- 5 設立年月日 昭和61年5月15日
- 6 設立の目的 全国へのき地を中心とした地域保健医療の調査研究及び地域医学知識の啓蒙と普及を行うとともに、地域保健医療の確保と質の向上等住民福祉の増進を図り、もって、地域の振興に寄与することを目的とする。
- 7 事業内容
- (1) 医学生へのき地医療研修活動の指導
  - (2) わき地医療における診療活動基準の研究と確立
  - (3) 総合医の確立及び養成
  - (4) 医療情報の提供
  - (5) 地域保健医療に関する研究会及び講習会の開催
  - (6) わき地等に勤務する医師等の職業紹介及び派遣
  - (7) 関係行政機関との連絡、調整
  - (8) 会報・会誌の発行
  - (9) わき地等に勤務する医師の確保等へのき地等の医療（介護を含む。）を支援する病院等の開設及び運営管理の受託
  - (10) 前号の病院等と連携し又は同病院等を運営する上で必要とする社会福祉事業の実施
  - (11) わき地等の医療を支援する病院等に勤務する看護師等を養成するための専門学校の運営事業及び当該看護師等を養成するための大学の設置等に対する支援事業
  - (12) その他上記の目的を達成するために必要な事業

議案第120号

指定管理者の指定期間の変更について

次のとおり阿漕ヶ浦公園指定管理者の指定期間を変更するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 阿漕ヶ浦公園
- 2 指定管理者となる団体の名称 環境保全事業株式会社
- 3 指定管理者となる団体の所在地 東海村大字村松1033番地1
- 4 指定の期間
  - (1) 変更前 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
  - (2) 変更後 令和5年4月1日から令和9年3月31日まで

令和7年12月1日 提出

東海村長 山田 修



提案理由

令和4年第4回定例会で議決の阿漕ヶ浦公園の指定管理者の指定については、有料施設の野球場及びホッケー場を含め、公園全体を一括して管理されているところ、他のスポーツ施設との公平性及び住民サービス向上の観点から、管理区分を有料施設と有料施設以外に分割し、それぞれ指定管理者を指定する検討を進めており、準備が整うまでの間、引き続き、現在の指定管理者に管理運営を行わせるための指定期間の変更